四国中央市公告第54号

四国中央市新リサイクル施設の整備に係る総合支援業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市新リサイクル施設の整備に係る総合支援業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和８年５月27日

四国中央市長　大西　賢治

1　業務の概要

(1) 業務名

四国中央市新リサイクル施設の整備に係る総合支援業務

(2) 業務の目的

当市では、リサイクル施設において資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っているものの、同施設は平成９年の供用開始から29年を経過し、同種施設の平均供用年数19年を大きく超過しており、老朽化も著しく、安定したごみ処理を継続するためにも施設の更新が喫緊の課題である。

そのため、本業務では新リサイクル施設の建設事業者選定までのプロセスを適正かつ迅速に行うために、基本計画策定から事業者選定までを総合的に支援するものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年12月27日（木）まで

(4) 提案上限額

103,166,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2　参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和７・８年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出している者又は令和８年６月９日（火）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当していない者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入

札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表に規定する登録部門のうち「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。

(8) 平成28年４月１日から公告の日の前日までに、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合若しくは広域連合又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）において、一般廃棄物（ごみ）の中間処理施設建設に関する基本計画策定業務及び発注又は契約事務支援業務をそれぞれ１件以上、単体で元請けとして受注し、完了した実績があること。

(9) 本業務の実施に当たっては、下記の表の技術者を配置できる者であること。

技術者	資格要件	実績要件	業務
管理技術者	技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）に定める技術部門が衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環、廃棄物管理又は廃棄物管理計画のいずれかで受験した者に限る。）の資格を有すること。	右欄に掲げる業務のうち、いずれか３つの業務について、技術者としてそれぞれ１件以上の実績を有していること。	ア 施設整備基本計画 イ 生活環境影響調査 ウ ＰＦＩ等可能性調査 エ 基本設計 オ 発注・契約事務支援 カ 事業者選定支援 注 上記アからカまでの業務は、一般廃棄物（ごみ）の中間処理施設の建設に関するものに限る。
照査技術者	技術士法に基づく技術士のうち、技術士法施行規則に定める技術部門が衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環、廃棄物管理又は廃棄物管理計画のいずれかで受験した者に限る。）の資格を有すること。	右欄に掲げる業務のうち、いずれか３つの業務について、技術者としてそれぞれ１件以上の実績を有していること。	
主担当技術者	技術士法に基づく技術士のうち、技術士法施行規則に定める技術部門が衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環、廃棄物管理又は廃棄物管理計画のいずれかで受験した者に限	右欄に掲げる業務のうち、いずれか３つの業務について、技術者としてそれぞれ１件以上の実績を	

	る。）の資格を有すること。	有していること。	
担当技術者	建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士の資格を有すること。	右欄に掲げる業務のうち、ア又はエの業務について、技術者として1件以上の実績を有していること。	
担当技術者	技術士法に基づく技術士のうち、技術士法施行規則に定める技術部門が環境部門(選択科目を環境影響評価又は環境測定のいずれかで受験した者に限る。）の資格を有すること。		
担当技術者	建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく一級土木施工管理技士の資格を有すること。		

注

1　管理技術者と照査技術者は、他の技術者の兼任を認めない。

2　管理技術者、照査技術者及び主担当技術者は、直接的な雇用関係にある者であること。

(10) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 四国内に本店を有する者

イ 上記(1)の入札参加資格審査申請書において、入札及び契約手続の委任先として届出されている四国内に所在する事業所

3　手続等

(1) 事務局

四国中央市市民部生活環境課廃棄物対策係

住　　所　〒799-0497　愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号　0896-28-6015

ＦＡＸ番号　0896-28-6059

電子メールアドレス　gomigenryo-suishin@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年6月12日（金）までの期間において、市公式ホームページ（https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和8年6月12日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。）

を除く。）の午前９時から午後５時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第１次審査の結果を通知した日の翌日から令和８年７月３日（金）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4　選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市新リサイクル施設の整備に係る総合支援業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5　見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6　その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。